

令和2年度 公益財団法人東京都交響楽団運営費補助金交付要綱

目次

- 第1章 総則（第1）
- 第2章 交付の対象（第2から第5まで）
- 第3章 交付の手続（第6から第21まで）
- 第4章 雑則（第22から第24まで）

第1章 総則

（趣旨）

第1 この要綱は、東京都における音楽芸術の振興と普及を図るとともに、青少年に対する音楽芸術への理解を促進するため、公益財団法人東京都交響楽団（以下「都響」という。）に交付する補助金に関して、必要な事項を定めるものとする。

第2章 交付の対象

（補助対象の事業）

第2 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、都響の行う演奏事業の運営とする。

（補助対象経費）

第3 この補助金の交付の対象となる経費は、補助事業の実施に必要な次に掲げる経費とする。

- (1) 役員及び役員会等の運営に係る経費並びに楽団の一般管理に係る経費
- (2) 職員、楽員等に係る経費
- (3) 退職給与積立預金に係る経費
- (4) その他東京都知事（以下「知事」という。）が認めた事業に係る経費

（補助金の額）

第4 この補助金の金額は、第3に規定する経費の総額から補助事業に係る収益等を差し引いた金額とし、予算の範囲内で補助する。

（交付時期及び交付金額）

第5 この補助金は、都響の事業計画及び事業執行計画に応じて交付するものとし、概算払とする。交付時期は、原則として四半期ごとの年4回とする。

第 3 章 交付の手續

(交付の申請)

第 6 都響が、第 3 に規定する経費についての補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 令和 2 度予算執行計画書
- (2) 令和 2 度事業計画書及び収支予算書
- (3) 定款
- (4) 印鑑証明書

(交付の決定)

第 7 知事は、第 6 の規定による補助金の交付の申請があったときは、補助金交付申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに交付の決定を行い、通知するものとする。ただし、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付して交付を決定することができる。

(申請の撤回)

第 8 都響は、補助金の交付の決定を受け、補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる。

(事情変更による決定の取消し)

第 9 知事は、この補助金の交付決定後、天災地変その他の事情の変更により、特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

(承認事項)

第 10 都響は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合は、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる事項のうち軽微なものについては、報告をもってこれに代えることができる。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(補助事業の完了)

第 11 都響は、補助事業を令和 3 年（2021 年）3 月 31 日までに完了しなければならない。

(事故報告)

第12 都響は、補助事業が第11に規定する期限内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、その理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告しなければならない。

(状況の報告)

第13 知事は、補助事業の遂行状況について必要があると認めるときは、都響に対し、状況の報告書の提出を求め、又は帳簿等の検査を行うものとする。

(補助事業の遂行命令等)

第14 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、都響に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 都響が、1の命令に違反したときは、知事は、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第15 都響は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した実績報告書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の執行の概要及び成果
- (2) 補助金に係る収支決算に関する事項
- (3) その他必要と認められる事項

(額の確定)

第16 知事は、第15の規定による実績報告書の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

(是正のための措置)

第17 知事は、第16の規定による審査及び調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

2 実績報告書は、1の命令により必要な措置をした場合においても、これを提出しなければならない。

(決定の取消し)

第18 知事は、都響が次の(1)から(3)までのいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは交付の決定に基づく命令に違反したとき。

2 1の規定は、第16の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第19 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、第16の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(違約加算金)

第20 都響は、第18の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 1の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、納付した金額が返還を命じた補助金の金額に達するまでは、その納付金額は、まず、当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金)

第21 都響は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

2 1の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第4章 雑則

(財産処分の制限)

第22 都響は、補助事業により取得し、又は効用を増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第23 都響は、補助経費について、他の経費と区分して、その収入及び支出に関する帳簿並びに関係書類を備え、経理の状況を明確にしておくとともに、その帳簿及び関係書類は、事業完了の日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第24 この補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。